

特定利用空港・港湾について

1 概要

国は総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁が平素において必要に応じ空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」としている。

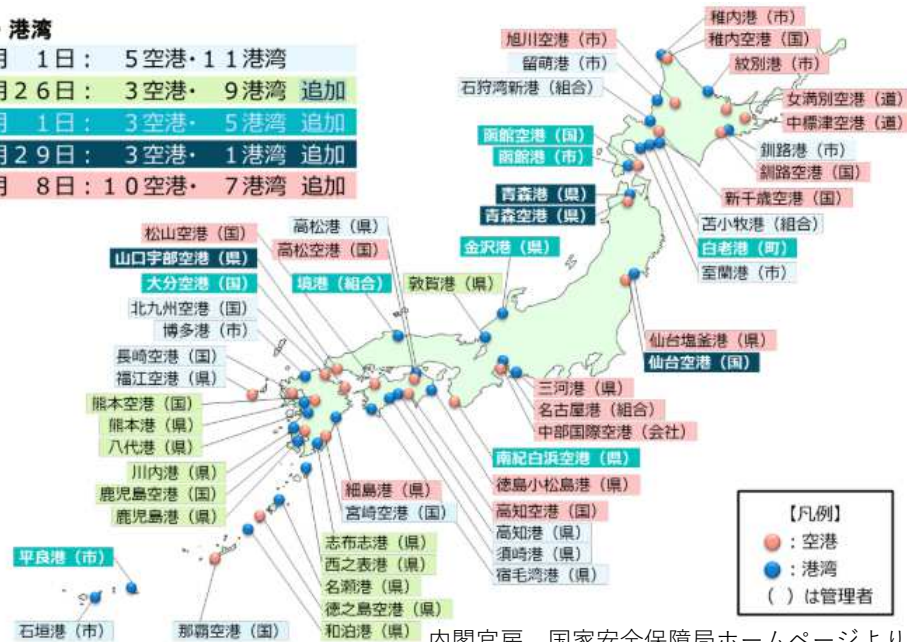
「特定利用空港・港湾」については、民生利用を主としながら、大規模災害などの緊急時の際には、国民保護の観点から、自衛隊や海上保安庁の艦船や航空機が柔軟かつ迅速に空港・港湾を利用できるように、平素から関係省庁とインフラ管理者において、連絡・調整体制の構築、強化を図るものとされている。

2 全国の状況

24空港、33港湾が「特定利用空港・港湾」とされている。
(令和8年4月8日時点)

特定利用空港・港湾

令和6年4月 1日	5空港・11港湾
令和6年8月26日	3空港・9港湾 追加
令和7年4月 1日	3空港・5港湾 追加
令和7年8月29日	3空港・1港湾 追加
令和8年4月 8日	10空港・7港湾 追加



内閣官房 国家安全保障局ホームページより

3 国からの説明状況

今年5月13日、国から県及び関係市に対し、秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港を特定利用空港・港湾としたい旨の説明があった。

出席者

- 国：内閣官房、国土交通省、海上保安庁、防衛省
- 県：総務部危機管理監、副危機管理監、総合防災課長
建設部長、建設部次長、港湾空港課長
- 関係市：秋田市、北秋田市、男鹿市

4 今後の対応方針

関係する地域の方々に不安や懸念が生じることがないように、空港、港湾利用者や関係市、関係団体に丁寧の説明しながら対応を検討していく。

<参考> 質疑応答の概要

①秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港を「特定利用空港・港湾」とする必要性

(答) これらの空港・港湾の近傍には、例えば、陸上自衛隊の秋田駐屯地（第21普通科連隊）が所在しており、災害対応を含む各種事態への対応において、利用させていただく可能性があるため。

②能代港を「特定利用空港・港湾」としない理由

(答) 自衛隊・海上保安庁の訓練等の利用ニーズや、災害対応等において重要な役割を担いうる特性の有無といった要素に基づいて対象を選定しているところであり、現時点で能代港を対象とすることは考えていない。

③全国的な配置に関する方針

(答) 政府としては、厳しい安全保障環境において自衛隊・海上保安庁が実効的に対応するためには、多様な空港・港湾を、平素から円滑に利用できることが重要であり、引き続き本取組の更なる充実化を図っていく考えである。

これまでに調整してきた「特定利用空港・港湾」には北海道や九州のものが多く含まれるが、これを全国の空港・港湾に広げていきたいと考えている。

④秋田空港が特定利用空港となった場合も、過去に防衛庁等と締結した秋田空港に関する協定等が引き続き有効かどうか。

(協定等において、例えば「防衛庁は、秋田空港に戦闘機を配備しないものとし、また、同空港を戦闘機の訓練にも使用しないものとする。」などとされている。)

(答) 現在も有効だと認識している。

自衛隊はこれまでも、インフラ管理者と調整の上、我が国の安全保障を確保する観点から、様々な民間空港において、戦闘機による離着陸訓練や各種事態に対応するための部隊の展開訓練等を実施してきている。

秋田空港が「特定利用空港」となった後については、どのような訓練を行うかは現段階では具体的には決まっていないが、今後、戦闘機による訓練を秋田空港にて実施することも想定していることから、協定等については、今回の調整を機に見直しを相談させていただきたいと考えている。

また、具体的な訓練内容についても、空港管理者をはじめとする関係者と十分に調整させていただければと考えている。